

日中戦争の開始と事変直後の農業・農村対策

平賀 明彦*

【要旨】

本稿は、1937年7月盧溝橋事件をきっかけに全面化した日中戦争の開始当初、所謂事変対策として展開された諸施策のうち、農業・農村に関するものを取り上げ、その特質及び相互連関等について明らかにすることを課題としている。その際、とくに、事変直後にどのようなことに力点が置かれ、政策的対応がなされていたかを検討することも大切な論点としている。事変の長期化が必ずしも見通されていない中ではあるが、やはり、労働力不足対応と肥料確保の対策がいち早く展開した。多労多肥型の集約的農業を基本とする日本農業にとって、戦争動員によるこれらの供給減が、生産力維持の観点から、もっとも懸念されたからであった。しかし、実施された対策は多分に応急的であり、また、昭和恐慌以来の農業政策の特徴を継承し、著しく財政基盤を欠いたものであった。労働力不足対策における勤労奉仕班の活用などはその典型と言える。そのため、全体的に精神主義的様相を帯びることが多く、また、既存の農村諸団体に依存し、その再編強化による実践と共同化に収斂していく結果となった。

キーワード：事変対策，勤労奉仕，共同化

はじめに

1937年7月、盧溝橋での日中両軍の衝突事件をきっかけに日中戦争が全面化し、また、長期化することとなった。開戦当初、長期戦化する見通しは立っておらず、戦線拡大についても同様であり、それがため、事態に関して当局は、総じて「事変」という用語を用いて説明を加える場合が多かった^①。事実は以後、長く凄惨な戦闘が継続されることになるわけだが、少なくとも戦端が開かれた当初は、そのような先行きは差し当たって想定されていなかったようである。実際に、諸方面の対応策を見ても、その実情が窺えるのである。その点、農業・農村に関する諸施策も例外ではなく、まず事変即応策が樹立、施行されることとなった。

* 白梅学園大学名誉教授

HIRAGA Akihiko : The Beginning of the Sino-Japanese war and Agriculture · Rural Policies just after Manchurian (China) Incident

ここでは、まずその即応策の全体像について概観し、その上で、重点が置かれたと思われる幾つかの主要な対策に焦点を当てて分析を試みることにする。これまで、私の検討課題として、1920年代から始めて、昭和恐慌、柳条湖事件を契機に、戦端を開いた時期を起点に、日中戦争が本格化し、また、アジア・太平洋戦争へと戦時が拡大、深化していく過程での農業・農村への戦時対策を追求してきたが、そのきっかけとなったであろう盧溝橋事件直後の政策について検証が不十分であった。そこで本稿では、事変即応策として取り組まれた諸施策に焦点を当て、その特徴を明らかにすることを課題とした。日中戦争については、これまでも厚い研究史が積み、国内の戦時体制についても検討がなされているが、農業・農村に対する事変即応策の分析という形では必ずしも取り上げられることは少なかったと考える。以後の戦時体制の整備過程との関わりでも、その始点の特徴を把握しておくことは重要だと思われるので、以下、分析を試みたい②。

事変対策の樹立

1937年、北京郊外での日中両軍の衝突事件をきっかけに日中戦争は本格的段階に突入した。すなわち、「七月七日盧溝橋事件を契機として勃発した支那事変に関しては、当局は事態の重大性に鑑み、嚴重之が趨向を監視していた次第」③であったが、ほぼ1カ月ほどを経過したこの時点で、「事変は逐日悪化し人馬の応召も漸く繁く農山漁家銃後の生活安定を要するもの愈緊切の度を加ふべき情況に至ったので」そのための対応策の基本方針を提起した。8月6日付けで発せられたその内容は以下のようなものであった。

- 1, 不足労働力の補給
- 2, 農林水産業の経営安定
- 3, 応召遺家族、農山漁家の生活の安定
- 4, 産業組合等農林水産団体の活動促進④

各地の地方長官に宛てて次官通牒として発せられたこの通達に沿って、より詳細な具体策が適宜各局部長から必要に応じて示されるとした。また、同趣旨の通牒は、農会や産業組合などの農山漁村関係諸団体長にも送付された。

また、予算措置等との関係から言っても、ともかく農山漁村に対する応急施策であり、極力、既存施設の利用、活用によって施行されることが要請された。さらに、やはり同様の事情も関係して、農山村の「隣保共助の精神の昂揚」⑤に期待する点が大きいことも強調されていた。

応召遺家族への対応、とりわけ、動員による生産労働力の減少と、その経営への影響、すなわち生産の減退をどのように食い止めるか、そしてそのためには、産業組合をはじめとする農林水産団体をどのように活用するか、その事業を促進して行くかが、重点項目として列挙されていたことがわかる⑥。

「今次事変ニ際シ挙国一致銃後ノ護ヲ固クスルハ此ノ際最緊要ノ事ト被認候処」と始まるこの通達では、その中心的実行機関として、市町村の経済更生委員会を機能させることが指示された。

「町村長、経済更生委員会ヲ中心トシテ各種産業団体、各種社会団体、学校等協力の下ニ相談所ノ如キ機関ヲ設ケ応召農産漁家ノ産業経済、家政経済一切ノ相談ニ応ズルト共ニ積極的ニ之ガ指導ヲ為スコト」が冒頭に記されていたのである。

昭和恐慌、とりわけ農業恐慌への対策として取り組まれた時局匡救事業の一つであった経済更生計画は、連年指定村を増やし、また、生産と経営の計画化の流れを農村に広めながら全国的に取り組まれたが、村々でその中心となったのは、市町村の更生計画委員会であった。村長を始めとする行政の主だったスタッフと、農会、産業組合など主要な農業関係団体の長、さらには青年団、婦人会などの組織も網羅しつつ組織される場合が多かった。

この全村的組織が、戦時への対応機関として活用されたのである。

これまで見てきたように、事変の先行き、とくにその長期化について見通しが立っていない状況の中で、差し当たっての事変即応策に対処するために、そもそも危機対応のために編成されたこの既設組織はまさにうってつけだったのである。

その意味では、恐慌対策としての農村の組織化と、事変を期とした農村の戦時体制化を一つのラインとして結び付ける着想は可能かも知れないが、恐慌対策時に戦時に見合った組織づくりが見通されていたと判断するには些か無理であろう。先の通牒にもあったように、眼前の事態の急展開に即応するために、まずは既存施設の活用が提唱されたというのが実態に近いのではないかと考えられる。実際に、今後の展開に関して不分明であり判断が難しい中で事変そのものは起こっているわけで、そこに向けた対処は為されねばならず、それ故、差し当たっての対策は応急的にならざるを得なかったと考えられる。

肥料対策の開始

そのことはまた、実際の具体策の執行状況を見ても頷けることである。具体的な事変即応策の内容としては、大きく二本の柱から成り立っていたが、その一つは、肥料対策であり、とりわけ植民地を中心とした外地からの供給確保に重点が置かれた対策の立案が目指された。以後戦争が長引く過程で、この肥料の安定供給のための施策は継続し、また著しく強化されて取り組まれる。戦局の悪化により、移入肥料への依存が窮屈になり、自給肥料の増産が盛んに叫ばれるようになっていったのである。

肥料と並んで、事変後もう一つの柱として取り組まれた対策は、労働力不足に関する問題であった。労働力不足対策は、これ以後も戦時を一貫して取り組まれるのだが、戦

時が深化し、長期戦化が見通されるようになった頃とは違い、事変の先行きが不透明なこの時期は自ずと、眼前で展開する事態への対応を主眼とする内容であった。それらの点を含め、まずは事変直後の対応策について全体の特徴を俯瞰しておこう。

労働力対策への取り組み

先に触れたように、対策は4つの重点から取り組まれた。その一つが労働力対策であった。すなわち「農山漁村民ノ応召、馬匹ノ徴發ニ因リ生ズベキ労力不足ニ対シテ」⑦に置く事として、町村・部落の諸団体の緊密な連携と、その下での労力補給、調整の実施が叫ばれたのである。「不足労力補給ノ為近接町村ハ密接ナル連携ヲ保チ町村相互間ノ調整ヲ図ルコト」とされ、具体的には、村内・部落団体の活動活性化による作業の共同化、相互扶助の強化などが提起された。共同化に関しては、「部落団体ノ活動ヲ促進シ勤勞奉仕ノ精神ニ依ル共同労作」と「各種団体ノ活動ヲ促進シ農具、家畜等ノ共同利用ヲ徹底スルコト」が指示された。作業の共同化、生産資材の共用化により不足労働力の補填が計画されていたことがわかる。とりわけ、勤勞奉仕による直接的な不足対応が重視され、それはこれ以後も一貫して継続されて行くことになる。

ここで重視された点についてはさらに詳しく検討を加えるとして、ここでは先ずその前提として、事変即応の応急策についてどのように打ち出されたのか、全体像に触れておこう。

農具等の共同利用とともに、「各種産業団体ノ活動ヲ促進シ役畜、動力農具、農用車等ノ補給ヲ為スコト」⑧、「国有林施業ヲ季節的ニ地域的ニ調整シテ地元労力ノ不足ヲ緩和スルコト」が規定され、労力不足補填が広範囲に進められた。

さらに、「産業經濟ニ必要ナル資金ノ供給ヲ円滑ナラシムル為信用組合ノ積極的活動ヲ促進スルコト」、「農林水産物ノ販売ニ付イテハ各種産業団体ニ於テ特ニ積極的ニ指導スルコト」、加えて、「肥料、飼料、燃料等ノ産業用品ノ適切ナル配給ヲ期スル為各種産業団体ノ活動ヲ促進スルコト」が示された。応召によってその遺家族の生産と生活が不安定になることを極力回避しようとしていた姿勢がうかがえる。そのために、かなり目配り良く、多方面に渡って行き届いた支援措置が講じられていたと言えよう。

この事変対策は、尚さらに広がりを持ち、小作問題にも踏み込んでいた。戦時が農業に及ぼす影響、とりわけ生産の不安定を来すことがもっとも避けなければならない課題なので、直接生産者、とりわけ実際の生産の担い手である小農経営の維持が重要な点であった。そこで、「応召農家ノ小作関係ヲ安定セシムル為」町村、各種団体の相互協力を図り、「特ニ其ノ小作紛議ニ対シテハ銃後ノ憂ナカラシムル様」調停斡旋に努力することが求められた。また、やはり生産の基幹である自作農についても同様に力点が置かれていた。「応召自作農家ヲシテ自作地ヲ失フコトナキ様」、各種産業団体を中心に、「経営ノ

援助ヲ為スト共ニ必要ナル場合ハ一時小作ニ付スル等適切ナル措置ヲ講ズルコト」という様に、柔軟な対応も示唆されていたのである。

労働力、資金をはじめとして、生産、経営に関する環境、諸条件の整備を中心に、応召遺家族農家の経営悪化を防ごうとする手立てが、かなり声高に細部にまで目配りして施されていた実情が良くわかる。自作農はもとより小作農も含めた小経営が農業生産の基本であることから、その地位保全、不安定性の除去が必須とされ、そのための施策が講じられたわけだが、労働力の確保を筆頭に、資金の保全、生産資材の安定供給がきめ細かく目指されていた政策意図が伝わってくる。事変を機に、労働力を皮切りに、経営、生産に関して支障を来すことがないように対応策が講じられたのである。

勤労奉仕の実情

それでは、その対応策にはどのような特徴があったのであろうか。少し立ち入って検討してみよう。

先ず第1の特徴として、すでに触れておいたように、諸々の施策の実践において、実際に手掛ける人員、すなわち労働力の原資は、基本的に勤労奉仕に求められたことであった。すなわち、先の8月6日付け通牒に続いて、同月19日に発せられた通牒「事変二伴フ応召農山漁家ノ生活安定ニ関スル件」（8月19日農林次官より地方長官宛通牒）では、「応召農山漁家ノ農林漁業経営ノ安固ヲ期シ」、それによって「銃後ノ生活ノ安定ヲ図ル為ニ」は、「農山漁村ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神」に基づく「勤労奉仕ニ俟ツニ非ザレバ其ノ効果ノ万全ヲ期シ難ク」と強調されていた。そして、同時にその施設に関する要綱が発せられた。

その「勤労奉仕施設要綱」によると、「事変ノ勃発ニ伴ヒ農山漁村ニ於テハ兵士ノ応召馬匹等ノ徴発ニ因リ労力ノ不足ヲ来シ」、そのため経営が困難化し、生産の安定が損なわれる事態が招来されることが予測される。そこで、「国防ガ国民ノ共同責任タル本義ニ鑑ミ」、「応召家族ノ負担ヲ分担スル思念ヲ以テ」「勤労報国ノ至誠ヲ基調トスル」「勤労報国運動ヲ興シ」対応することが求められた。

その具体的方策としては、市町村を単位に勤労奉仕班を編成することが要請されたのである。道府県の指導督励は、経済更生委員会を中心に、そこに協力する形で、「道府県及関係各団体ノ職員ヲ動員シ」「道府県ノ区域ヲ数地区ニ分チ」、その上で「地区毎ニ担当者ヲ定メテ勤労奉仕班ノ指導督励ヲ分担セシムルコト」が指示された。

このような基本方針を打ち出してスタートした勤労奉仕活動は、それでは実際の農村ではどのように取り組まれたのであろうか。道府県では経済更生委員会でこの勤労奉仕について重要事項を審議決定することとし、それに沿ってこの奉仕施設の趣旨徹底に努めることと指示された。そして、具体的な指導に関しては、既設の道府県経済更生指導班

を中心とする「道府県及関係団体ノ職員ヲ広く之ニ参加セシメ」趣旨徹底の効果が挙がる様万全を期すことが求められた。またさらに、町村に丁寧な趣旨を広めるために、「各地区毎ニ協議会ヲ開催シ」、そこに「担任ノ指導班員出席シテ趣旨ノ徹底ニ努ムルコト」が督励され、特に、「緊急施設ヲ要スル町村ヲシテ逐次町村経済更生委員会ヲ開カシメ勤労奉仕部ノ設置」を進めることが求められたのである。

実際の勤労奉仕班の活動については、市町村、部落の領域を超えて、近隣で調整、連携を取りながら奉仕活動に当たること、村内部落内の団体、役職者を網羅して組織を結成し、協力関係を密にすること、その際、計画的に取り組むとともに、臨機応変の措置を講じることができるよう体制を整えることなどが指示された。

これらの取り組みの中核として経済更生委員会が機能することとされたが、まだその組織化が終わっていない町村については、早急にそれに準ずる組織を起ち上げ、その指導の下、活動に着手すること、さらに、組織づくりなどこれから編成を行う場合は、応召あるいは馬匹の徴発が多数に上り、その対応が必要緊切な町村から順次手掛けることも指示されていた。

このようにして動き始めた勤労奉仕活動であったが、そこにはさらに想定される困難や、あるいは実施に移して実際にすぐさま出来た事態への対応についても、素早く措置が講じられた。

勤労奉仕の位置付け

その一つが、当該施策が貧農対策として位置づけられることへの警戒であった。勤労奉仕活動は村内で普遍的に施行されねばならない点が強調され、「貧農等ニ偏スルコトナ」いよう注意が与えられた。労働力の提供が難しい事情がある場合は、他のやり方で対応することも想定されており、ともかく全村一致協力が声高に推奨された。「勤労奉仕困難ナルモ余裕アル者ニハ現物奉仕ヲ行ハシムル等真ニ全村民ノ隣保共助ノ精神ニ則リ」活動が促され、所有規模や地主・自小作等の村内での階層性に捉われない対策の実施が慫慂されたのである。これまで農村内であれこれ確執、軋轢の原因となってきたそれらの要素が支障となることを嫌った配慮といつて良いだろう。戦時故の全村一致体制の確立という政策意図が読み取れるのかも知れない。

もう一つの特徴点として、施策の実践的成果が強く求められたことで、これは事変対策であり、実際の労働力や馬匹の不足対応であったのだから当然とも言えるが、とりわけ「形式ニ流レズ其ノ効果ヲ挙ゲシムル様指導スルコト」が督励された点に注目して置く必要がある。

また、一方で、恐慌以後の農村対策に一貫していた政策的背景も見え隠れしていた。経済更生計画がその典型である、財政的裏付けを欠いた安上がりの対策としての特徴は、

ここに至っても変わりなかった。すなわち「勤労奉仕班ノ活動ノ為経費ヲ要スル場合ト雖モ努メテ之ガ節約ヲ図リ己ムヲ得ザルモノニ付イテハ他ノ諸会合ニ要スル経費ノ節約、現物奉仕又ハ寄付金等ヲ以テ之ニ当テシムルノ外共同収益施設ノ利用等ニ依リ適当ニ処置セシムル様指導スルコト」として、予算措置を伴わない緊急対策であったことが明らかにされていた。精神的団結が強調され、農事実行組合をはじめとして、部落の壮年部、青年部や婦人部など既設の組織の活用が極力強調されたのは、このような事情によると考えられるのである。

勤労奉仕班の活用

この勤労奉仕班が、他の目的に活用された例は他にも見られた。「軍需品ノ供出ニ付イテハ道府県ノ計画ニ即応シ迅速且ツ適切ニ供出シ得ル様関係団体ト協力セシムルコト」とあるように、戦時に見合った供出のための組織として有効活用しようとする意図が込められていた。すでに指摘したところでもあるが、事変即応策としての実効を挙げることに重点が置かれており、末端町村、部落の「実情ニ応ジ夫々適切ナル措置ヲ講ゼシメ画一ニ流レズ真二本施設ノ徹底ヲ期スル様」、とくに念入りに指導されていたのは、その点を良く示している。

労働力不足への対応策として、もう一つ、比較的早く具体案が提示された項目として、児童生徒の協力要請があった^⑨。学業に支障のない範囲でという限定は付けられていたし、あくまで協力要請の形は崩していなかったが、労働力不足の補填のために児童生徒の動員が目されていたことは確かで、これもまた、戦局の悪化以降常態化する、「根こそぎ動員」のプロトタイプが出来上がっていたと言えよう。

肥料対策の展開

次に、事変即応策のもう一つの柱であった肥料対策への取り組みの実相に目を向けておこう。

事変勃発の時点で、肥料をめぐる状況について、農務当局はどのように認識していただろうか。まず、その点から確認しておこう。やはり8月19日付けで発せられた関連通牒によると、その現状認識は以下のものであった。

「時局ノ重大化ニ伴ヒ農業生産ノ確保増進ヲ図ルノ要益々緊切ナルモノ有之候処」^⑩と始まる通牒は、以下のように続けられていた。

肥料ノ現状ヲ見ルニ販売肥料中ニハ其ノ需給関係必ズシモ樂觀ヲ許サザルモノアルノミナラズ又自給肥料ニ関シテモ人馬ノ応召徴発ニ依リ生産ノ減退ヲ来スノ懼有之候ニ付テハ本省ハ此ノ非常時局ニ処スル対策トシテ農家ノ勤労精神ヲ

昂揚シ労働ヲ強化シテ急速ナル自給肥料ノ増産ニ努メシメ販売肥料ノ合理的消費節減ト相俟ツテ農業生産ノ維持増進並ニ肥料代ノ節減ヲ図ラシムル（後略）

販売肥料、自給肥料の双方について、当時の状況が良く示されており、また、今後予測される需給に関する懸念、そしてその対応の方向性がうかがえる内容となっている。実際に、この後、戦争の長期化と戦局の悪化にともなって販売肥料の調達が困難化し供給が滞って行く中で、自給肥料の増産が叫ばれ、銃後農村の取り組みの最重要課題となって行くわけだが、その基本的な構図はすでにこの時点で出来上がっていたと言えるだろう^⑩。取り組みの拠って立つところが、精神の昂揚と労働強化というところも、また、他の施策とも共通して、恐慌以後の日本戦時の特徴と言っても差し支えないかも知れない。実質的には、販売肥料の移入減少が一途に進む中、自給肥料の増産にも自ずと限界があり、精神の昂揚だけでは到底拭い難い劣悪な状態の中で、生産の減退を来し敗戦を迎える結果となったのは、また歴史の必然でもあった。

ここで具体策として掲げられた内容は、人馬の応召徴発を受けた農家に対し、「堆肥十億貫緑肥六万町歩（紫雲英反当播種量減ニヨリ五万町歩増、青刈大豆一万町歩増）ノ増殖目標ノ下ニ」帝国農会が道府県農会の協力を得て、自給肥料増産運動を展開することが求められたのである。「時局対策自給肥料改良増産施用改善協議会」と銘打たれたこの組織は、道府県が全国で主催し、この年の8月下旬から10月上旬までに開くよう指示された。道府県の事情により、1～5か所で開き、道府県農会及び農事試験場関係者、その地域の市町村農会関係者、農家組合関係者が参集することとされた。そして、農林省と帝国農会からも必ず関係者が出席することという力の入れようであった。その実施状況などを具に確認することはできないが、自給肥料に関して、事変直後のわずかな期間に、具体的対策が提示され、農会組織を活用して実施に移されていた事情がうかがえる。これ以後の推移が示しているように、肥料供給の不安定な実情と先行きへの不安が、逸早い対策へと当局を走らせたと言えるかも知れない。そこでは、①自給肥料の改良増産を急ぎ、施肥量の調整を図り、②応召、馬匹の徴発により肥料増産が難しい農家への支援策を講じることが要請されたのである。また、自給肥料の増産、施用改善に関する「リーフレット」35万枚を作製し、系統農会経由で速やかに配布することも付け加えられていた^⑪。

農会技術員の補充施策

労働力確保、自給肥料増産とともに、事変勃発後対策が急がれた事項として、農会職員員の欠員対策が挙げられる。とくに、農会技術員に応召があった場合の補充と、そのための資金補助等について細かい通牒が相次いで発せられた。これまで見てきたように、労働力補充、自給肥料増産等により、生産の減退を極力回避するための手立てが、まず

早急の対策として取り組まれたわけだが、その際、基幹的担い手として期待されたのが農会技術員であった。軍需品の調達、出征農家の指導、農業生産力の減退防止をはじめとする事変即応策を市町村において進めて行くために、農会技術員は必須の存在だったのである。そこで応召された技術員については、まず、その地位保全のために、給与面での保障を行い、その分の国庫助成も可能であること、応召技術員に代わる者を速やかに補充し、給与面を含め身分保障を行うとともに、近隣町村の技術員と協力して職務遂行がすぐ可能となるよう、環境整備を行うことなどが指示されたのである（8.19「農会技術員設置助成」）。

林業労働者に関しても、事変による労働力不足に対する施策が講じられたが、それは林産資源の生産確保が軍需面でも重要であったことと関係していると思われるが、その対策内容は、農業におけるそれよりも早く具体化され、その後に影響を及ぼしたと思われるので参考までに、ここに掲げておく。

- 1、 施業の季節的調整を図り、農繁期を避け、なるべく農閑期に地元民を雇用すること
- 2、 各営林署は相互に連絡強調し、林業労働者雇傭の地域的調整を行うこと
- 3、 林業労働者の雇傭が多い事業所には託児所を設け、労働能率の増進と労働力の増加を図ること
- 4、 老少年、婦女子でも可能な事業はなるべく活用すること^⑬

これらは、いずれも移動労働班、共同託児所、全村的動員といった形で、これ以後の戦時の長期化、深化の中で、農村全体で取り組まれて行くこととなり、まさにその原型がすでに立案、実施されていたことを示しているのである。

応召遺家族支援対策

事変応召者に対しては、以上のように、応召者本人はもとより、その周辺環境についてもその悪化を補う一定の措置が講じられていた。この事変対策が、戦争の長期化、深化とともに、以後どのように継承されたのか、あるいはされなかったのか、さらには変質して行ったのかについては別の機会に触れたことがあるが^⑭、今後さらにその点を中心に検討を加えて行きたい。また、そのこととも関係して、事変対策としての時期をどこまでと設定するかについても、さらに検討を深め、確定して行きたいと考えている。簡単には判断できないが、政策当局がいつまでを事変と認識し、いつから戦時施策として政策展開について認識していたかを見定めることはなかなか難しい。いや、むしろ、そういった評価で括ることができるかどうかそのものについても、相当の検討を要すると言えるかも知れない^⑮。単純に次年度以降の総動員体制の出発を当てることは容易だが、法的、制度的枠組みの開始と、実質的な戦時体制の成立とは必ずしも一致するとは

断じ得ず、政策施行自体を含めた体制整備の内実を精緻に検出することによってのみ可能だろう。これまでの労働力対策の検証などに加え、全体的な政策立案、実施過程を踏まえ、政策展開の結果をも評価の対象に据えて確定作業を進めて行きたい。

そのことはともかく、政策の内実に着目すると、事変対策は、そうであるために、基本的には応急的であったことは共通していたと言えよう。不足労働力補充も、この後、事態がさらに深刻化する中で、本格的施策として体系化されようとしていくが（それがどこまで達成されたかは戦時政策全般の評価点として重要であり、日本の戦時体制の性格付けにとっても見逃せないのであるが）、事変直後は、先行きの不透明感から、まずは応急策として樹立された。その点は、他の領域に関しても同様であった。そういった中で、事変応急策としての色合いがさらに濃厚だったのは、応召遺家族そして、応召者を送り出した部落・村への対応であった。

応召遺家族支援は、労働力補充などの生産力維持対策だけではなかった。応召者本人の身分や給与などの保障に関する通達は、事変直後から、ほぼ1カ月ぐらいの間に、次々と発せられた。また、労働力減による生産への影響についても、対策が施されて来たのは、これまで見て来た通りであるが、応召遺家族に対しても、ほぼ同時期に支援対策が採られていた。出征者、応召者遺家族に対する政府米払下げの通達が出されたのは8月13日、本省米穀局長より地方長官宛での通牒^⑩であった。それによると、今回の事変による出征者、応召者の家族乃至は遺族と、その対象者を限定した上で、それを証明する書類持参の者に対し、政府米払下げ希望に、事情の許す限り優先的に応じることとされていた。これまで、災害時等止むを得ない場合には、地方公共団体、農会、産業組合等の要請があった時点で、政府は所有米の払い下げを実施して来たが、今回の事態も同様に適用し、これまでの手続きにならって払い下げを実施することと通達していたのである。その意味では、差し当たっての緊急事態に応急的に対応すると言ったニュアンスが強かったと言えそうである。

共同化督励対策

そのような事変対応応急策が策定されつつ、並行してそれら全般に渡って補助助成によって支援の具体化を図る対策が立てられ実行に移された。事変以後、ほぼ2カ月ぐらいの頃であったから、比較的速やかな措置として捉えても良いかも知れない。

9月21日付けの「今次事変ニ関シ農林漁業経営ノ安固ヲ計リ其ノ生産力ノ減退ニ備エ応召農山漁家ノ生活ノ安定ヲ期スルハ此際最モ緊要ニ之有」と始まるこの通牒では^⑪、「勤勞奉仕ノ施設ヲ奨励シ共同施設設置ヲ助成スル為」助成金交付の要綱を定めるとされていた。それによると助成対象の第1は、部落の勤勞奉仕班の編成及びその活動に要する費用であった。次いで第2は、農事実行組合等が共同利用するために必要な改良農具の

購入費用、第3は、同様に共同利用に用いる畜力利用機具の購入費用とされていた。

その際、改良農具については、「簡易ニシテ能率高ク且ツ婦女子ニテモ容易ニ取扱ヒ得ラレ秋季ヨリ春季ニ亘リテ必要ナル播種器、土入器、回転脱穀機、俵締器、甘藷裁断器、手車等各種ノ器具ヲ設備セシメ之ヲ共同利用セシムルヲ以テ目的トスル」とかなり具体的に器具を明示して指示が下されていた。そして「当該地方ノ農業事情ニ適合スルハ勿論使用簡易、構造堅牢且ツ耐久性ニ富ミ作業能率増進上効果アル改良農具」を選定することとされていた。

畜力利用農具についても、「畜力原動機及同付属脱穀機、糶摺機等ノ各種ノ機具ヲ設備スルコト」が指示されていたが、とくに留意事項として、「軍馬資源ノ関係モ有之ニ依リ努メテ馬ヲ利用セシメラレ度キ」と付け加えられた。後に触れるように、応召等の人の動員だけでなく馬の徴発に関しても、事変直後から事態への即応が図られていたことと結び付いていたのだらう。

共同利用に供するために改良農具等を購入する際の注意事項も忘れずに注記されていた。すなわち、「農具其ノ他器具ノ購入ニ当リテハ可及的購買組合等ヲ利用シ統制アル購入」を旨とし、「農具ノ価格ノ昂騰ヲ招来セザル様」にとされ、生産力維持のための方策が物価高を結果しないよう注意が払われていたことをうかがわせるのである。

その次には、今事変の軍需に応じるため開催する農産物の供出に関する協議会費用、あるいは勤労奉仕施設の指導督励に要する費用への助成などが謳われていた。そして、ここでは仔細には取り上げないが、例えば、勤労奉仕班の設置及び活動助成については1町村当たり50円以内、改良農具や畜力利用農具の購入についてはその費用の3分の2以内で1ヶ所50円以内と言ったように、その助成額がきめ細かく規定されていた。そしてそれら事業についての計画書及び収支計算書の添付が義務付けられていた。

これらから明らかなように、事変の勃発という、戦争の拡大を想定させる事態に対し、農務当局は応召、出征による農村の労働力の減少とそのことによる生産の減退を最も危惧しており、先ずはそういった事態への対処として即応策を樹立、実行しようとしていた。その際、立案の大元となる基本姿勢は、予算の乏しい中での恐慌以来の農村対策の継続と同様、隣保共助の精神に寄り掛かった奉仕活動を軸とする内容であった。勤労奉仕という仕組みが重視され、現場の農村でその実践が行き届くよう、法的な整備が行われたのである。これまで示してきたように、その基本姿勢に則った諸施設が事変即応策として打ち出され、事変後わずかな期間に、実効性のある結果を生み出そうと実施されていた。その際、財政支出は最小限に抑え、そのために農会、産業組合などの既設組織をフル稼働し、具体的成果を上げることが目指されていた。そこで編み出された基本タームが「勤労奉仕」であり、またそれとともにキーワードとして多用されたのが「共同利用」であった。既設諸団体の有効活用による動員力のアップと、生産力の維持にとって有用な農具等を、最も効率良く活かして行くために、この作業方法が採用されたと考えて良いであらう。

馬匹徴発策とその補充

事変対策として施行が急がれた事項で、もう一つ重要な施策があった。馬匹の徴発である。最後にこの点について少し触れておこう。事変勃発以降、どれだけの馬匹が軍用として徴発されたかは定かではない。軍事機密に属することであるから、そもそも資料そのものが見出し難いという事情もあるのだろうが、当時の末端農村のレベルでも正確な状況把握がどれだけ為されていたのかは疑わしいところがある。そういった実情はともかく、馬匹の徴発に関して、馬政局長官より地方長官宛に発せられたもので、実際に見出せる通牒は、7月16日付けのものであった¹⁸。事変からまだ10日も経っていなかった。「馬ノ徴発ニ伴フ善後処置ニ関スル件」と題されたこの通牒は、「徴発ノ結果農業経営、運送等産業経済ニ支障ヲ生ズルガ如キコトナキ様予メ善后方策ヲ講ジ徴発ノ円滑ナル運行ニ寄与スルト共ニ産業上並ニ農民生活上後顧ノ憂ナカラシムルコトハ国策遂行上ニ緊要ノコトト認メラレ候」として、次のような留意事項を列挙していた。

- ・徴発馬の代金は、共同積立や産業組合預金などとして貯めて置くこと。
- ・徴発馬の補充は、できるだけ軍用に適する馬とすること
- ・徴発馬の補充馬の購入は、共同購入により賄うこと
- ・補充馬の購入に当たっては、当局の指導を仰ぎ、適地の産業組合などにも協力を要請すること。
- ・徴発馬の補充を行った場合は、必ず当局への報告を行うこと

事変及びその後の戦局の推移を推し量りながら、人員の動員とともに馬匹の徴発について、当局が神経を尖らせていた事情が読み取れるであろう。徴発馬の代金を共同積立とする点は、「徒費ヲ防ギ必ず補充馬購入ノ資ニ充當セシムル」ためであった。また、これらから、徴発された馬匹の補充を必ず行わせること、その折にも共同購入を原則とすること、また、ただ馬匹を補充するのではなく、適地に依りながら、後々軍用馬として活用できるような補充をすることを促していた。事変の今後の成り行きを見通す中で、馬匹の徴発に軍事上のかなりのウエイトが置かれていたことがうかがえるのである。実際に中国戦線での軍馬の重要性は明らかであるが、そのより詳細な実情については、紙数の関係上ここでは触れられないので他の機会に譲りたい。差し当たって、ここで馬匹補充の際の適地と考えられていたのは、北海道、青森、岩手、福島、秋田といった諸県であったようである。この後の7月31日の通牒¹⁹では、これらの道県に、他府県とは別に特段の通知が発せられていたことが確認できるのである。

この一方で、先の通牒で馬政局は、次の点を調査、報告することを要請していた。

- ・徴発が運輸、農業等に及ぼした影響
- ・牝馬の徴発が将来の農業に及ぼす影響²⁰

戦局の先行き判断が未だ不分明なこともあって、馬匹徴発に関して馬政局も未だ確か

な方針を確立していなかった証左であると言えるかも知れない。戦局見通しだけでなく、前線における軍馬の必要度について、馬政局もまだ確固たる方策を樹立できていなかったと言うのが実情だったのではないだろうか。これら通牒を中心として、事変後数カ月の間に、この馬匹徴発に関する細かな通達が次々と発せられて行く。先のような調査要請も少なくないところを見ると、やはり戦局予想とともに、以後の戦時政策について、十分な見通しの下に確かな方針に乗っ取った具体策を立案できていない実態があったのではないだろうか。そしてそれは、この領域だけではなく、事変対策全体に共通した特質だったと考えられるのである。それらの中から、以後の戦局の長期化、悪化の過程で、どの政策が再編強化、継続され、あるいはまさに事変即応策としてのみ機能し、継続性そのものが失われていったのか、丁寧に検証しつつ、戦時体制そのものの本質把握に結びつけて行きたい。

まとめ

これまで検討してきたように、盧溝橋事件以後、戦線の拡大と戦時の深化、長期化が十分見通せない中で、差し当たっての事変対策が取り組まれた。植民地産米に依拠した見せかけのものだったとは言え、食糧不安が実感されていないこの段階では、農業・農村に向けられた政策対応の基本は、もっぱら生産の安定、経営維持にあったことがわかる。その際眼目となるのは、多労多肥型農業の典型とも言える日本農業の特質から言って、投下すべき労働力と肥料の安定供給が要諦であった。そして、不足が見込まれる場合の補充対策が要点であった。そして、それらを達成することを目指す場合も、一貫して極力財政負担を伴わないことが重要であった。軍需重化学工業化を最優先課題とする日本の戦時経済にあっては、この大前提は揺るぎないものであって、それはすなわち、農業部門への財政支出を最小限に抑える至上命題と表裏をなしていた。昭和恐慌への対応において、窮民への資金散布を本旨する救農土木事業が、短期的施策としてしか成立せず、農民の自奮自励の精神に期待した経済更生計画が恒久的施策として採択された事情には大きな変化はなかったのである。

そのような中で展開した労働力と肥料の確保を軸とした事変対策は、奉仕と自給と共同化の方向が目指されることになった。応召を中心に生産現場から労働力が失われていくことに対しては、勤労奉仕による不足補填が基本とされ、実情に即して計画的に、また、婦女子、児童をも視野におさめた奉仕の仕組みを、ほぼ部落を一つの単位として組織することが指導されていった。肥料に関しては、販売肥料の減退が見込まれる中、自給肥料の増産により、必要量確保が目指された。食糧増産を掲げないまでも、労働力補填と肥料の自給化により、農業経営の安定、すなわち安定的農業生産基盤の維持、継続が当面進められたとみなして良いであろう。

同様に、経営の合理化を作業の共同化で進めて行くことにも力点が置かれた。動力農具や改良農具の共同利用を推し進めることにより、経営の効率化を図り、労働力、肥料不足の補充、経営の安定化に繋げようと策されたのである。

これらの事変対策の実施に当たっては、農会、産業組合、そして部落の実行組合といった農村組織の活用が強調され、実際にその機能は十分に発揮された。これもまた、共同化の成果と位置付けられるかも知れない。

このように進められた事変対策であったが、しかし、それらの基礎構造はそれほど頑強なものではなく、戦局の悪化、長期化の中で脆弱さが露呈することによって、戦時体制そのものが揺るがされることになった。労働力の総動員も自給肥料への依存も、すぐに限界に突き当たり、そこに凶作を原因とした植民地産米の大減収により、生産基盤が掘り崩される中で、食糧増産の掛け声だけが強まって行くことになったのである。

ひらが あきひこ（日本近現代史）

注

① 当時としては「支那事変」、「日支事変」などと表現されることが多かった。ここでは史料引用といった場合を除いて、この呼称は用いない。以前他の機会に触れたが、昭和恐慌以後の農業・農村政策に関しては、1930年から1937年までを一括りとして恐慌・凶作克服期、あるいは準戦時期、1937年から1941年をまとまりとして日中全面戦争期、あるいは戦時期として、そして、1941年から1945年の敗戦までをアジア・太平洋戦争期、あるいは本格的戦時期として括って、30年代及び40年代前半を時期区分している。本稿は、その中で、第2の時期の出発点となった日中全面戦争開始直後の諸対策に焦点を当て、その特徴を検出し、以後の戦時政策との関連を明らかにすることを課題としている。

② 前注の時期区分に従って、これまでも検討を加えて来た。拙著『戦前日本農業政策史』日本経済評論社 1993年。同様に、拙著『両大戦間期の日本農業政策史』蒼天社 2019年。とくに『戦前日本農業政策史』でも、1項を立ててこの時期を取り扱ったが、しかし、もとより十全ではなく、とくに農地政策を中心に取り上げており、全体への目配りが不十分であった。また、後の戦時期との関係から労働力対策にも触れているが、検討の重心は以後の政策展開にあり、事変対策としての分析が弱かった。そこで、ここでは日中戦争全面化直後の諸対策に焦点を絞り、あらたて検証を進めたい。

尚、本稿の研究史上の位置付けとしては、先の二つの拙著で十分検証できなかった点の補充という面が強いが、それらとの関係でも、日中戦争に関する以下のような代表的研究から多くを学んでいる。

泰郁彦『日中戦争史』河出書房新社 1961年。古屋哲夫編『日中戦争史』吉川弘文館 1984年。笠原十九司『日中戦争全史 上・下』高文研 2017年。また、本稿中で取り上げている軍

馬供出などについては、大滝真俊『軍馬と農民』京都大学学術出版会 2013年。

- ③ 「事変ニ伴フ応召農産漁業家ノ生活安定ニ関スル件」農林次官より地方長官宛通牒 1937年8月6日「事変関係農山漁村応急施設概要」農林省農務局『農務時報』1937年9月号。次の引用も同じ。
- ④ 同上
- ⑤ 同上。この言い回しは、他の通牒も含め、随所で多用された。
- ⑥ この点、当局が生産の減退をどこまでの危機感を抱いていたかを検証することは、難しかった。前掲拙稿『両大戦間期の...』でも触れたが、移入米を計算に入れてであるが、当局は食糧確保に関しては楽観的であり、1939年の植民地米の不作まではそれが続いた。食糧への安心感と、生産現場での労力不足などに対する懸念とがどのような連関の中で位置づけられていたののかは、より仔細に検討されるべき課題である。
- ⑦ 出典は『農務時報』1937年9月号。労働力対策に関する次の引用も同じ。
- ⑧ 農林次官より地方長官宛通牒「事変ニ伴フ応召農山魚家ノ生活安定ニ関スル件」1937年8月6日『農務時報』1937年9月号。以後の引用も同通牒より。
- ⑨ 農林次官より地方長官宛通牒「今次事変にニ関シ応召農山魚家ノ労力補給ニ付児童生徒ノ協力方ニ関スル件」1937年8月19日『農務時報』1937年9月号。
- ⑩ 農務局長より地方長官宛通牒「時局対策自給肥料改良増産施用改善ニ関スル件」1937年8月19日『農務時報』1937年9月号。以後の引用も同通牒より。
- ⑪ 肥料に関する事変対策を含めた戦時期の対応策については前掲拙著『両大戦間期の日本農業政策史』
- ⑫ 同上
- ⑬ 経済更生部長より地方長官宛通牒「事変ニ伴フ応召農山漁家ノ生活安定ニ関スル件」1937年8月20日『農務時報』1937年9月号。
- ⑭ この点は、政策領域によっても違いがあるかも知れず、また、重点の置かれ方によっても異動がありそうである。応召、徴用、徴発も品目によって異なり、とくに生産に直結していた労働力、肥料、馬匹などは当初から重点が置かれていたように看取できる。しかし、そういったものでも、現状認識等にもより対応姿勢に違いが生じ、判断を難しくしている要素がある。
- ⑮ 農林次官より地方長官宛通牒「事変ニ伴フ農山漁村応急施設ニ関スル件」1937年9月21日『農務時報』1937年10月号
- ⑯ 米穀局長より地方長官宛通牒「北支事変出征者応召者家族ニ関スル政府米払下ゲノ件」1937年8月13日『農務時報』1937年9月号。
- ⑰ 農林次官より地方長官宛通牒「事変ニ伴フ農山漁村応急施設助成金交付要項」1937年9月21日『農務時報』1937年10月号。以下の改良農具、畜力利用農具についても同通牒より。
- ⑱ 馬政局長官より地方長官宛通牒「馬ノ徴発ニ伴フ善後処置ニ関スル件」1937年7月16日『農務時報』1937年9月号。以下の引用も同通牒より。
- ⑲ 馬政局長官より地方長官宛通牒「馬ノ徴発ニ伴フ善後処置ニ関スル件」1937年7月31日『農務時報』1937年9月号。
- ⑳ 注⑱に同じ。

